

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成14年10月1日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

協議第1号 調整項目一覧表について

調整項目一覧表の決定重要度S及びAの項目については、合併協定項目ごとに整理し、協議会で協議する。

決定重要度B及びCの項目については、町村長会及び会長において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第2号 合併協定項目の選定について

阿蘇中部4町村合併推進協議会の合併協定項目は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ追加・修正できるものとする。

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成14年10月1日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

合併の方式について

一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)とする。

合併の期日について

合併の期日は平成 年 月 日とする。

議員の定数及び任期の取扱いについて

中小選挙区導入の必要性について

三役及び教育長の身分の取扱いについて

市(町)長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。
特別職の組織体制、給料、手当等については、類似団体を調査の上4町村の長で調整する。